

# 令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について

## — 中間取りまとめ（案） —

令和6年12月

福島県森林審議会

## はじめに

福島県は、森林が県土の7割を占める全国有数の森林県です。森林は、清らかな水を育み、豊かな実りをもたらすだけでなく、地球温暖化や山地災害発生の防止、生物多様性保全にも重要な役割を果たしています。私たちは皆、これら森林の恵みを広く享受することによって、生命の維持や物質的、精神的、文化的にも豊かな生活を送ることができます。森林は私たちの生活に欠かせない存在であり、健全な森林を次世代に引き継いでいくことが、私たちの大切な使命です。

福島県では、豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へと引き継いでいくため、平成17年に「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を制定しました。また、平成18年度からは福島県森林環境税を導入して、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に取り組んできました。このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災や原子力発電所の事故により、一時は森林整備や森林体験活動が中止となるなど、県民が森林と関わる機会が減少しましたが、福島県森林環境税を活用した様々な取組によって徐々に活動が再開され、この取組を維持し、継続していくことがとても重要です。

一方、県内の森林は成熟し、森林資源を活かす時期となっており「伐って、使って、植えて、育てる」持続可能な森林経営による森林の整備・管理が課題となっています。また、人と森林との関わりが疎遠になったことで、里山の荒廃や人里への野生動物の出没、人や農産物への被害の増加が問題になっています。さらには、近年の異常気象や災害の激甚化・多発化の観点からも、森林の有する公益的機能の発揮に対する期待がますます高まっています。そのため、人と森林との関わりを再生し、森林への理解を一層深めるとともに、県民一人一人が参画して、本県の森林を適切に保全していくことが重要であります。

これらの背景を踏まえて、本森林審議会は、令和6年10月21日に福島県知事から諮問を受けた「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方」について、とりまとめを行いました。

# 目 次

はじめに

## 第1 森林・林業の現状と課題

- 1 福島県の森林・林業の現状 1
- 2 福島県の森林・林業の課題 2

## 第2 福島県森林環境税を財源とした施策の取組内容と評価

- 1 取組内容 4
- 2 取組に対する評価 9

## 第3 次期対策にあたっての基本的な考え方

- 1 福島県森林環境税の活用 11
- 2 国の森林環境税及び森林環境譲与税の役割 13
- 3 その他 14

## 第4 福島県森林環境税を活用した次期対策の提案

- 1 施策の内容 15
- 2 実施期間及び事業規模 17
- 3 森林環境譲与税との役割分担 17
- 4 その他 18

図 次期対策の施策の内容 19

(参考) 森林文化のくに・ふくしま県民憲章 20

# 第1 森林・林業の現状と課題

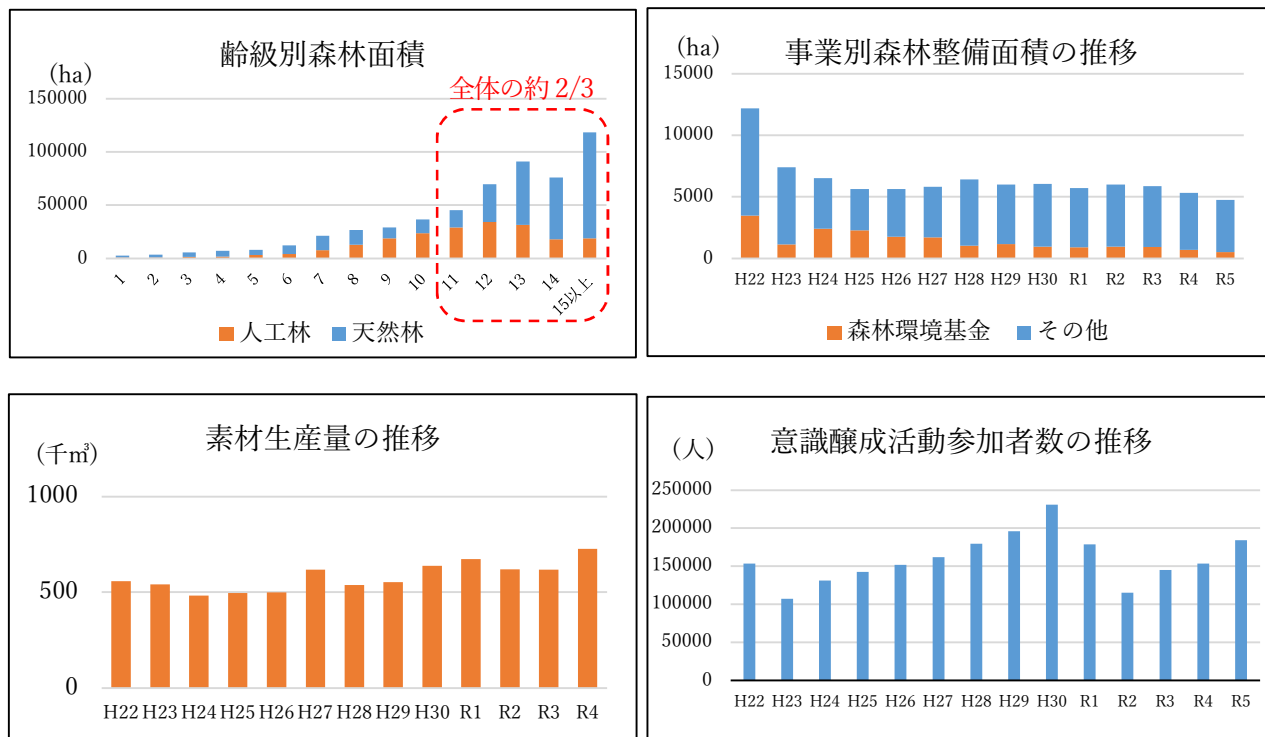
## 1 福島県の森林・林業の現状<sup>1</sup>

本県の森林面積は97万3千ヘクタールで県土面積の約71パーセントを占め、全国第4位の森林県です。この内、個人や市町村などが所有する民有林が56万5千ヘクタールとなっており、民有林の36パーセントはスギ等の人工林で、そのうち11齢級以上の高齢級林分が約3分の2を占めるなど、本格的な利用期を迎えています。

しかし、木材価格の低迷等により、間伐や主伐、再造林が進んでいない状況にあり、森林整備面積は近年5千ヘクタール前後で推移しています。また、民有林の年間成長量147万立方メートルに対して、民有林の素材生産量は、72万6千立方メートルと増加傾向にあるものの、年間成長量の約5割となっています。

平成30年に本県で開催された全国植樹祭を契機として回復傾向にあった森林づくり<sup>2</sup>意識醸成活動への参加者数は、新型コロナウイルス感染症発生に伴う活動の自粛で大きく減少しましたが、その後の活動再開とともに徐々に増加して18万人<sup>3</sup>まで回復しています。

その一方で、人と森林との関わりが薄れたことや、集落などの居住区域と隣接する森林の境界が不明確になったことなどにより、里山が荒廃し、野生動物との棲み分け・生活圏の安全確保が困難になっています。



<sup>1</sup> 森林面積等の数値は「令和5年福島県森林・林業統計書（令和4年度）」から引用。

<sup>2</sup> 「森林づくり」と表記されている場合の「森林」は、以降「もり」と読みます。

<sup>3</sup> 令和5年 森林づくり意識醸成活動参加者数実績

## 2 福島県の森林・林業の課題

### (1) 森林整備の停滞

山地災害防止や水源かん養機能などの森林の有する公益的機能が特に高い区域内において、いまだ荒廃の恐れがある森林が多く存在するため、森林環境を適正に保全していく必要があります。近年は、台風による豪雨災害など、山地災害の激甚化、多発化が問題となっており、森林が持つ、雨水等による土壌の侵食や流出を防ぐ機能や、森林の土壌が洪水を緩和する機能を高度に発揮させるためにも、造林や間伐等の森林整備の推進が必要です。

あわせて、県内における主伐後の再造林率は低位にあり、再造林を確実に進める必要があります。再造林を進めるにあたっては、国民の約4割が罹患しているスギ花粉症の発生源対策にも取り組む必要があります。

里山林などの身近な森林が荒廃し、人と野生動物との緩衝地帯としての機能も低下していることなどから、森林病虫獣害対策を行いながら、「県民一人一人の参画」によって、里山林を含む森林の整備や持続的管理と木材生産活動の活性化を支援する必要があります。

### (2) 森林資源の循環利用と持続的な森林経営

県内の森林は成熟し森林資源を活かす時期となりましたが、森林環境の適正な保全のため整備された森林の木材は、その価格の低迷などから利用が十分に進まず、森林資源が有効に活用されていない状況にあります。そのため、森林整備によって生産された木材の利用を進め、「伐って、使って、植えて、育てる」持続可能な森林経営を進めていく必要があります。

### (3) 森林整備や森林づくりへの意識の醸成

土砂災害の防止、水源のかん養などの森林の有する公益的機能を維持するうえで、かつては中山間地域の木材生産活動や里山の利活用が大きな役割を果たしてきましたが、木材価格の低迷等で困難な状況にあります。そのため、森林を適切に維持・管理し、利用することの大切さを広く県民へ伝えるとともに、県民一人一人が参画した森林づくりを進める必要があります。

さらに、私たちは森林の恵みを有効に利用する考え方や知恵、技術などの多彩な「森林文化」を育み、生活工芸品や漆器など適材適所に木を利用する「木の文化」を受け継いできましたが、生活様式の変化や担い手の減少等により衰退の恐れがあります。そのため、こうした文化は森林との共生に欠かすことができない貴重な財産として再認識し、次の世代へ引き継いでいく必要があります。

## 森林・林業の課題と懸念される県民生活への影響

### 森林・林業の課題

#### 森林整備の停滞

- 山地災害防止機能等の高い森林において、荒廃の恐れがある森林が多く存在している。
- 主伐後の再造林が十分ではない。
- 里山林などの身近な森林が荒廃し、緩衝地帯としての機能も低下している。

#### 森林資源の 循環利用と 持続的な森林経営

- 木材価格の低迷等から木材利用が十分に進まず、「伐って、使って、植えて、育てる」持続可能な森林経営が困難である。

#### 森林整備や 森林づくりへの 意識の醸成

- 県民が森林と関わる機会が減少し、森林を適切に管理する意識・意欲が低下している。
- 「森林文化」や「木の文化」が担い手の減少等により、衰退する恐れがある。



### 懸念される県民生活への影響

- 水を蓄え・水を浄化する森林機能が発揮されず、渇水が発生
- 山崩れや洪水など災害を防止する森林機能が発揮されず、災害が発生
- 野生動物の生息域と人間の生活圏との間にある里山林が緩衝帯として機能せず、人里へ野生動物が出没
- 森林所有者等が持続的に森林経営ができず、森林環境の保全が難しくなり、様々な森林の有する公益的機能が低下
- 「森林文化」や「木の文化」が次の世代へ継承されず途絶える

## 第2 福島県森林環境税を財源とした施策の取組内容と評価

(令和3年度～令和5年度)

### 1 取組内容

県は、平成18年度から福島県森林環境税条例を施行し、令和3年度からの第4期においては、水源のかん養、県土の保全等、県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、6つの施策分野による取組を実施<sup>4</sup>しています。

#### (1) 森林環境の適正な保全

水を蓄え・水質を浄化する機能や、土砂の崩壊を防ぎ雨水等による土壌の浸食や流出を防ぐ機能など、森林の有する公益的機能が十分に発揮され、持続的に管理されるよう、次の取組を行いました。

#### 【取組内容と実績】

##### ① 水源区域や、水源かん

養機能または土砂災害防止などの森林の有する公益的機能が特に高い区域内で、荒廃の恐れがある森林での間伐などの森林整備を2,502ヘクタール<sup>5</sup>実施しました。

##### ■ 森林整備（間伐）の実施



整備後



② 人と野生動物との共生や景観整備等、地域住民が行う里山林整備を331ヘクタール支援しました。

##### ■ 里山林の整備



整備後



③ 森林の適正な管理と県民に向けた森林情報の発信・共有のため、ふくしま森マップを県ホームページで公開し、森林クラウド<sup>6</sup>により市町村や林業事業者と森林情報を共有しました。

<sup>4</sup> 第4期森林環境基金事業実績

<sup>5</sup> 2,502ヘクタール：東京ドーム約532個分の面積。

<sup>6</sup> 森林クラウド：ネットワークを経由したサービス（クラウド）上で、森林情報を一元的に管理するシステム。GISや地図情報を管理する機能を持つ。

- ④ 花粉症対策に資する苗木を普及・啓発するため、苗木を 9,142 本育成し、地方植樹祭等で配布するとともに、特定母樹の採種園および実証展示林をそれぞれ 1 か所整備しました。

## (2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

森林の有する公益的機能の発揮に向けて間伐を推進するとともに、県産材の需要拡大による林業成長産業化の実現を目指して、間伐材などの森林資源の有効活用に向けた取組を行いました。

### 【取組内容と実績】

- ① 間伐材の搬出を支援するため、林内作業路 126 キロメートルの開設を支援しました。また、木質バイオマス燃料への利用を促進するため、バイオマスエネルギー利用施設までの間伐材運搬経費 9 万トン分について支援しました。
- ② ふくしまの低炭素社会づくりに向け、民間住宅や事業所等へのペレットストーブ等 300 台の導入を支援するとともに、県産材を活用した新築住宅等 468 棟の建築主へ住宅ポイントを交付しました。
- ③ 県民の木材利用に対する意識を醸成するため、児童生徒が木材製品に接する機会の提供として、木工工作用資材を 266 校に配布し、木育を推進するリーダーとなる木育インストラクターを 53 名養成しました。
- ④ 収穫期を迎えた大径木等の利用促進や県産材需要拡大に向け、木材利用の新技术、新製品の開発等 12 件について支援しました。



■ 間伐材搬出の支援



■ ポイント交付住宅

## (3) 市町村が行う森林づくり等の推進

市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らしたきめ細かな森林づくり事業を展開するため、市町村自らが次の取組を実施しました。

### 【取組内容と実績】

県内のべ 1,108 の小中学校で、森林観察会や森林の機能等に関する森林環境学習を実施したほか、集落周辺や街道沿線の森林約 306 ヘクタールを整備しました。ま



た、図書館等の市町村有施設や小中学校、幼稚園等の施設において、県産材を使った木製品の導入 44 件、施設の内装木質化 44 件を実施しました。



■ 森林環境学習を支援（森林環境基本枠）

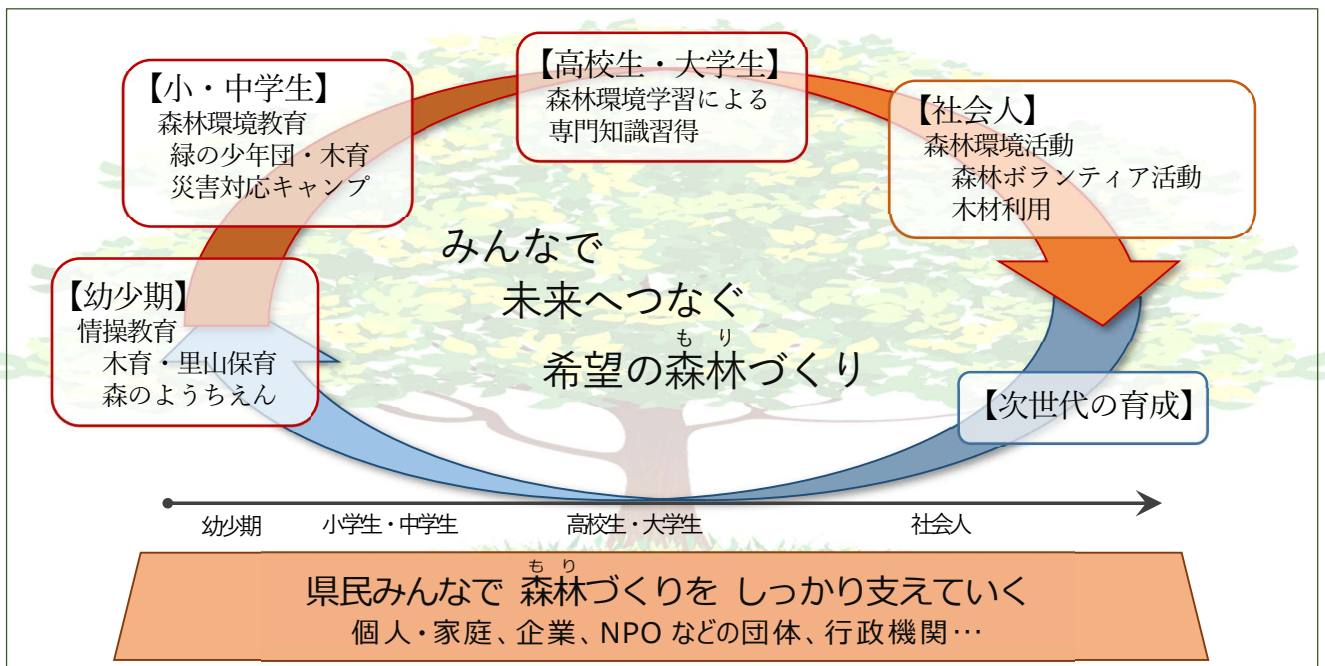


■ 県産材の利活用推進（地域提案重点枠）

#### （4）県民参画の推進

「森林づくりの提言<sup>7</sup>」のめざす姿の実現に向け、全ての世代・地域の県民が森林づくり意識醸成活動に関わる機会を創出するため、次の取組を行いました。

#### 「森林づくりの提言」のめざす姿



#### 【取組内容と実績】

- ① 森林環境の重要性や林業の役割を学ぶ森林学習フィールドの整備を、「県民の森」等で約3ヘクタール実施するとともに、森林環境学習を指導する「もりの案内人<sup>8</sup>」43

<sup>7</sup> 令和元年10月3日に森林の未来を考える懇談会が策定した提言

<sup>8</sup> もりの案内人：森林とのふれあいを通して森林の重要性等を県民に伝えるボランティアの指導者。「もりの案内人養成講座」受講後、合格者を県が認定。

人、「グリーンフォレスター<sup>9</sup>」7人を認定しました。

- ② 個人、企業、NPOなどの様々な主体が森林づくりを実施できるように、森林ボランティア32団体の森林整備活動への支援を行い、企業による森林づくり協定を4件締結しました。また、「県民の森」内にボランティアサポートセンターを設置・運営しました。
- ③ 森林を身近なものと感じ、森林づくりの大切さを考えるきっかけとなるよう、「林業祭」に来場者のべ3,700名を迎えて森林・林業・木材産業のPRを行いました。また、平成30年に南相馬市で開催された全国植樹祭の開催理念を引き継ぎ、森林づくりの大切さを県民へ発信するため、「ふくしま植樹祭」を毎年県内各地で開催し、のべ1,700名の県民が参加しました。
- ④ 幼少期から成人までの幅広い世代に即した森林環境学習の場を提供するため、保育施設等の体験活動を55回支援するとともに、県立学校における学習支援を29校、県内大学のグループによる森林に関する自己学習支援を19団体で実施しました。また、小中学校等における森林環境教育を推進するため、県内の受け入れ施設に関する情報をまとめたポータルサイト「KIZUKIの素」を作成し、公開しました。



■子ども里山教育支援事業



■ふくしま植樹祭

## (5) ふくしまの森林文化の継承

地域に根差した森林文化について、大学等の研究機関や文化団体等と連携し、調査発掘に努め、次世代に引き継いでいく取組を行いました。

### 【取組内容と実績】

- ① 県内に受け継がれてきた森林文化を改めて見直し、現代生活に活かすため、森林文化を記録した映像を6本作製し、県ホームページ等で公開するとともに、映像を活用した出前講座を7回実施しました。

---

<sup>9</sup> グリーンフォレスター：森林整備活動等において林業の重要性や技術などを広く県民に伝えるボランティアの指導者。「森林ボランティアリーダー育成講座」受講後、合格者を県が認定。

- ② 桐や漆、きのこなどの森の恵みへの県民の理解を深めるため、現地検討会や意見交換会等を12回、桐玉植苗植樹祭を3回開催するとともに、福島県オリジナル品種「ふくふくしめじ（ほんしめじ）」の生産指導を59回実施しました。



■森林文化出前講座



■会津桐玉植苗植樹祭

## (6) 森林環境基金の運営

福島県森林環境税を活用した取組の透明性を確保するため、さまざまな分野の県民で構成する第三者機関からの意見の聴取や事業評価等を実施しました。

### 【取組内容と実績】

第三者機関である「<sup>もり</sup>森林の未来を考える懇談会」を毎年度3回開催して、福島県森林環境税を財源とする取組に対する意見聴取や評価などを行い、施策の実効性の確認や透明性を確保しました。

なお、同懇談会から令和6年10月8日に、福島県森林環境税について現在の6つの施策展開の継続、拡充による制度継続を内容とする「福島県森林環境税を活用した取組に対する意見」が県に提出されました。



■<sup>もり</sup>森林の未来を考える懇談会

## 2 取組に対する評価

### (1) 森林環境の適正な保全

荒廃の恐れがある森林において、水源かん養機能や土砂災害防止機能の向上を目的として、令和3年度から令和7年度までに間伐等の森林整備約4,000ヘクタールの実施が見込まれており、県民生活の向上に大きく寄与しました。

また、里山林整備により緩衝帯としての機能が回復するとともに、実施した地区における野生動物の出没が減少して地域住民の安全・安心な生活が確保されたほか、住民の森林整備意識が向上しました。

### (2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

間伐材の搬出や路網整備への支援、民間住宅等へのペレットストーブ、薪ストーブ導入を支援することで、利用されずに森林内へ放置された間伐材等の活用につながりました。

また、県産材を使った新築住宅への住宅ポイント制度の実施や新製品開発等への支援により、新たな県産材需要が創出されるなど、県産材利用の拡大や、木材産業をはじめとした地域経済の活性化に寄与しました。

### (3) 市町村が行う森林づくり等の推進

市町村が実施する森林環境交付金事業により、県内において森林環境学習に取り組む小中学校は年平均370校で推移するなど、取組が定着しつつあります。

また、市町村独自のアイデアによる、住民を対象とした森林学習や地域の森林整備、住民に身近な公共施設等の木造化・内装木質化、こども園への木製遊具の導入等により、地域住民の森林や林業、木材に触れる機会が多くなっています。

### (4) 県民参画の推進

森林環境学習フィールドの整備や学習施設に関する情報の発信、森林の役割や重要性を県民に広く伝える「もりの案内人」等の養成、森林ボランティア団体の活動支援により、県民が参画する森林づくり等を推進するための環境整備が進み、広く県民に活用されています。

また、毎年、多くの県民が「ふくしま植樹祭」に参加しており、植樹活動等を通じて森林づくりの大切さや森林環境保全への意識が醸成されています。

### (5) ふくしまの森林文化の継承

先人たちが培ってきた本県の森林文化を記録に残し、広く県民へ公開するとともに、出前講座でその技術を県民に広く知ってもらうことができました。漆や桐の栽培

等に関する研修会や意見交換会の開催により、技術者の育成が図られています。また、本県オリジナル品種「ふくふくしめじ」について、生産者の栽培支援により、栽培者数の増加につながりました。

#### (6) 森林環境基金の運営

森林の未来を考える懇談会において、福島県森林環境税を財源とする取組に対する幅広い意見聴取や評価がなされており、事業の適正な執行と透明性確保が図られています。

また、「福島県森林環境税を活用した取組に対する意見」が取りまとめられ、福島県森林環境税制度の運営において大きな役割を果たしています。

### 第3 次期対策にあたっての基本的な考え方

本県では、戦後に植林された森林資源が本格的な利用の時期を迎えている一方、長引く木材価格の低迷等により、森林整備や木材生産活動が停滞しています。一方で、台風による豪雨災害など、山地災害の激甚化、多発化が問題になっており、森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備実施への要請が高まっています。そのため、あらゆる世代の県民が森林からの恩恵を享受していることを理解し、森林を守り育てていくため、県民一人一人が参画して「次世代への森林づくり」に力強く取り組んでいく必要があります

令和8年度以降の福島県森林環境税についての県民の意向を確認するため、令和6年度に県が実施した県民アンケート調査<sup>10</sup>において、各界・各層から1万2千件を超える貴重な回答が寄せられ、森林環境の維持・保全に対する県民の関心の高さがうかがえます。

この結果は、令和8年度以降の福島県森林環境税による取組について「継続すべき」との意見が71パーセントを占め、この内、「新たな取組を加えて継続」の意見が40パーセントで、多くの県民が継続の意向でした。

また、県内8地域で開催された県民から直接意見を聴く森林づくりタウンミーティング<sup>11</sup>においては、「森林整備関係」への意見が最も多く36パーセントで、福島県森林環境税の制度継続を求める意見が多くあり、継続反対の意見はありませんでした。

市町村・関係団体のアンケート<sup>12</sup>では、「現在のまま継続して取り組むべき」との意見が70パーセントで、「新たな取組を加えて継続」が26パーセント、合計で96パーセントが継続を要望しています。

本審議会は、既存施策の検証と評価及び県民アンケート調査等の結果を踏まえ、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章<sup>13</sup>」に謳う「豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造」の基本理念の下、県民一人一人が森林の重要性と果たすべき役割について改めて認識し、森林環境の適正な保全と森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するため、福島県森林環境税による取組を現行の6つの主要施策の展開により継続すべきと判断します。

なお、制度継続にあたっては、主要施策ごとに次の点に留意すべきです。

#### 1 福島県森林環境税の活用

##### (1) 森林環境の適正な保全

木材価格の低迷等により、県内には荒廃が懸念される森林がまだまだ多くあります。未

---

<sup>10</sup> 令和6年7月18日～令和6年8月31日に実施。回答数12,874件。

<sup>11</sup> 令和6年7月18日～令和6年8月9日に実施し、205名が参加。

<sup>12</sup> 令和6年6月25日～令和6年8月31日に県内59市町村及び、森林・林業・森林づくり関係団体81団体に対し実施。

<sup>13</sup> 豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継ぐため、平成17年11月20日に制定されました。

整備の森林については水源かん養などの森林の有する公益的機能の低下による災害等の発生が懸念されることから、造林や間伐等の森林整備に引き続き取り組むとともに、森林を循環利用して継続した管理を進めていくため、主伐から再造林までの一貫作業にも積極的に取り組むことが必要です。また、里山林が荒廃し、近年、野生動物の人里への出没が問題となっている現状にあるため、地域住民が里山林を整備できるような支援が必要です。

なお、これらの取組を進めるにあたっては、森林整備に必要な路網の整備や花粉症発生源対策、森林病虫獣害対策、低コスト化・省力化、地域住民の意識醸成等にも併せて取り組み、森林所有者や地域住民等による森林管理を継続させるとともに、森林の適正管理に向けて県と市町村等が共有する森林情報を充実させることも必要です。

## (2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

主伐期を迎えた県内の豊富な森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」ことにより、森林環境の保全や森林の循環利用を進めるため、県産材需要を一層拡大させることが必要です。そのため、公共施設や住宅、森林学習教育施設の木造・木質化や間伐材等の木質バイオマス利用の推進、社会需要を捉えた新製品の開発、さらには、令和7年4月1日に施行される改正クリーンウッド法に基づいた合法伐採木材の流通・利用などを推進することが必要です。

## (3) 市町村が行う森林づくり等の推進

小中学校等における森林環境学習は重要であり、市町村の森林環境交付金を活用した支援により取組が継続している学校がある一方で、継続が困難な学校もあり、地域によって取組に差が生じています。

市町村による地域の実情に応じたきめ細かな森林づくり等の活動は重要ですが、国の森林環境譲与税を活用した取組が進められている状況も踏まえると、これまでの交付金事業を見直して、森林環境学習や地域の特色ある森林づくり、木育など、市町村が求める独自性を持った取組を柔軟に支援することが必要です。

## (4) 県民参画の推進

森林を県民全体で支える意識を醸成するため、森林ボランティア団体や企業などの森林づくりを支援するとともに、幼少期から高齢の方に至るまで、広い世代が参加する森林づくり意識醸成活動や森林環境学習等の機会を提供することが必要です。

さらに、これらの意欲のある団体等の活動の場を確保するためのフィールド整備や指導者の育成、森林環境学習施設に関する情報提供等を実施することも必要です。

多くの県民が森林に関心を持ち、森林づくりの環がさらに広がるように、ふくしま植

樹祭等を継続して開催するとともに、イベントやSNS等の様々な方法や機会を捉えて、森林の有する公益的機能の重要性を発信していくことが必要です。

#### (5) ふくしまの森林文化の継承

先人たちが、生活を通じた森林との関わりの中で育み、郷土に受け継がれてきた貴重な森林の文化や木の文化を、県民の財産として次世代に引き継いでいくための取組を進めることが重要であり、引き続き、地域に残る森林文化を記録し保存するとともに、一般県民へ継承する取組が必要です。

#### (6) 森林環境基金の運営

福島県森林環境税を活用した取組の透明性・平等性を確保するため、森林の未来を考<sup>も</sup>える懇談会から評価を受けるとともに、全ての県民の森林環境基金制度の理解促進を図るため、広報活動を強化する必要があります。

## 2 国の森林環境税及び森林環境譲与税の役割

平成31年4月1日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下、「法律」という。）が施行され、令和6年6月から課税が開始されました。この法律は、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から制定されており、法律に基づく市町村及び県の森林環境譲与税の使途は次のとおりとなっています。

### (1) 市町村の使途

- ① 森林の整備に関する施策
- ② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

### (2) 県の使途

- ① 市町村が実施する前項に掲げる施策の支援に関する施策
- ② 市町村が実施する「森林整備に関する施策」の円滑な実施に資するための施策
- ③ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

これを踏まえ、国の森林環境税及び森林環境譲与税と福島県森林環境税の役割を明確にして取り組む必要があります。



### 3 その他

再生可能エネルギー発電施設の増加により開発される森林が増えたことで、森林保全への県民の関心が高まっています。メディアやSNS等で様々な情報を得られる時代ですが、森林を森林として維持・利用することの大切さについて、一層、県民に正しい理解が広がり、多くの人々が意欲を持って森林環境の保全に取り組み、これを県民全体で支えるような施策に福島県森林環境税が効果的に活用されることが必要です。

## 第4 福島県森林環境税を活用した次期対策の提案

私たちは、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」の理念に基づき、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるように守り育て、次世代に引き継いでいかなければなりません。

このため、森林・林業を取り巻く様々な課題へ対応しながら、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備を進めることはもとより、近年の異常気象や災害の激甚化・多発化による、森林・林業分野への関心の高まりなども背景に、県民の森林林業への理解を促進し、県民一丸となった森林づくりを進める必要があると考えます。

本審議会は、令和8年度以降の福島県森林環境税の取組に対する県民等からの強い声を基に、森林の恩恵を受けている全ての県民の理解と協力を得ながら、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に引き続き取り組むため、次のような施策の展開を行っていくことを提案します。

### 1 施策の内容

#### (1) 森林環境の適正な保全

水を蓄え・水質を浄化する機能や、土砂の崩壊を防ぎ雨水等による土壌の侵食や流出を防ぐ機能など、森林の有する公益的機能が十分に発揮され、持続的に管理されるよう、次の取組を行うこと。

- ① 水源区域、水源かん養機能又は土砂災害防止などの森林の有する公益的機能が特に高い区域内の、造林や間伐等の森林整備の実施。
- ② 主伐期を迎えた森林資源の循環利用を進めるため、花粉症の発生源対策や省力化・低コスト化を図りながら、主伐から再造林までの一貫作業の実施。
- ③ 森林整備を進めるため、環境への配慮と効率化を踏まえた路網の整備。
- ④ 里山林においては、人々の生活圏と野生鳥獣の生息地との間の緩衝帯整備などの森林病虫獣害対策や、景観整備、竹林等を含めた危険木整理など、地域の実情に応じた対策の実施。
- ⑤ 花粉症対策苗木の需要の増加に対応するための生産力強化。
- ⑥ ふくしま森林クラウドのGIS機能を活用し、森林資源等の森林情報の発信と適正な管理、県と市町村等との森林情報の共有。
- ⑦ 持続可能な森林管理の実現に向けた、J-クレジット制度の普及等。

#### (2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

県産材の需要を拡大し、主伐期を迎えた森林資源の循環利用を推進するため、次の取組を行うこと。

- ① 県民の木材利用に対する意識を醸成するとともに、県産材の住宅など建築物等へ

の利用や、木質バイオマスなどへの利用促進、森林認証制度<sup>14</sup>の普及推進。

- ② 森林資源の利活用を促進する、新たな技術等による木材製品の開発や合法伐採木材の流通支援等。

### (3) 市町村が行う森林づくり等の推進

市町村が、独自性を発揮して創意工夫を凝らしたきめ細かな森林づくり事業を展開するため、森林環境譲与税の執行状況などを踏まえながら、市町村が行う次の取組を支援すること。

- ① 小中学校における森林環境学習・活動の実施。
- ② 地域住民の参画による森林づくり、森林環境学習、幼少期の「木育」、森林文化伝承の研修会の実施。
- ③ ボランティア活動フィールドなどの森林整備、森林情報の適正管理の実施。
- ④ 森林環境学習施設等の木造・木質化や、木質バイオマス利活用の取組の推進。

### (4) 県民参画の推進

全ての世代・地域の県民が森林づくり意識醸成活動に関わる機会を創出するため、次の取組を行うこと。

- ① 森林環境学習プログラム等の作成を支援するとともに、「もりの案内人」や「グリーンフォレスター」などの指導者の育成及びフォローアップ研修等の実施、森林づくりフィールドの整備、森林環境学習施設等に関する情報発信。
- ② 個人や企業、NPO、森林ボランティア団体などの様々な実施主体が各々の役割をしっかりと担った森林づくり活動の支援。
- ③ ふくしまの森林を身近なものと感じ、豊かな森林を保全することの重要性や、森林づくりの大切さを考えるきっかけとなるように、ふくしま植樹祭やコンクール、イベントの開催、木づかい運動の推進、SNS等を通じた情報発信等による普及・周知。
- ④ 幼少期から成人、高齢の方に至るすべての世代において、森林づくりの意識が醸成されるように、それぞれの世代に即した森林環境学習、活動の場の提供や提案、環境整備。

### (5) ふくしまの森林文化の継承

地域に残る貴重な森林文化について、大学等の研究機関や文化団体等と連携し、調査発掘及び継承保存、情報発信に努め、次世代に引き継いでいくため、次の取組を行

---

<sup>14</sup> 第三者機関より、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材に対して与えられる認証。

うこと。

- ① 本県で育まれた森林文化を記録し県民共有の財産とするとともに、記録公開や研修会開催等による技術継承及び意識醸成。
- ② 桐や漆、きのこなど森の恵みに関する魅力を県民へ発信するとともに、関連する地域産業を振興。

#### (6) 森林環境基金の運営

引き続き、第三者機関による福島県森林環境税を活用した事業に対する意見の聴取や評価等を行い、取組への県民の参画と透明性の確保を図るとともに、福島県森林環境税を活用した取組の積極的な広報を行うこと。

## 2 実施期間及び事業規模

福島県森林環境税を活用した今後の事業規模は、6つの主要施策により現行制度と同程度とし、実施期間は令和8年度から令和12年度までの5か年間とすることが適当と考えます。

## 3 森林環境譲与税との役割分担

法律は、地球温暖化防止等を図るため、県や市町村における森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、その用途は、間伐等の「森林の整備」と人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進などの「森林整備の促進に関する施策」とされています。

制度の趣旨を踏まえてそれぞれの財源を最大限に活用し、本県の広大な森林を管理・保全していくことが何よりも重要であることから、福島県森林環境税を活用した取組と森林環境譲与税を活用した取組との役割分担においては、次の点に留意し実施するものとします。

### (1) 「森林整備」

森林環境譲与税を活用した取組は、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できずに、市町村に管理を委託した森林が対象である。一方、県の森林環境税を活用した取組は、水源区域や水源かん養機能等が特に高い区域内で荒廃が心配される森林であり、森林所有者が自ら管理する森林を対象としている。

二つの制度において対象となる森林は異なり、それぞれの制度を有効に活用して、森林整備を一層推進すること。

(2) 「木材の利用の促進」、「森林の有する公益的機能に関する普及啓発」

市町村が行う県の森林環境税を活用した取組を含め、森林環境譲与税との役割分担について、県と市町村が連携・調整を図ること。

(3) 「人材の育成及び確保」

森林整備を担う人材の育成、担い手の確保については、県、市町村ともに森林環境譲与税を活用し実施すること。

#### 4 その他

制度開始から20年を迎えますが、県民における福島県森林環境税の認知度は、令和6年度の福島県森林環境税に関するアンケート調査（県民アンケート）でも35.2%と低い結果となったため、国税と同じである名称の変更について検討し、制度を県民にわかりやすく周知すること。

## ■ 図 次期対策の施策の内容

### 【基本理念】 豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造

#### 【基本目標】

◎：重点的に取り組む事項    ○：継続して取り組む事項

森林環境の保全

#### 《施策》 森林環境の適正な保全

- ◎ 水源区域、水源かん養機能又は土砂災害防止などの森林の有する公益的機能が特に高い区域内の、造林や間伐等の森林整備
- ◎ 森林資源の循環利用を進めるため、主伐から再造林までの一貫作業
- ◎ 里山林における緩衝帯整備や景観整備、竹林等を含めた危険木整理
- 森林整備を進めるための路網の整備
- 里山林等の森林病虫獣害対策
- 花粉症対策苗木の生産力強化
- 森林の適正管理に向けた県と市町村等との森林情報の共有
- 持続可能な森林管理の実現に向けたJ-クレジット制度の普及等

#### 《施策》 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

- ◎ 県民の木材利用に対する意識の醸成、県産材の住宅等建築物への利用
- 間伐材等の木質バイオマス利用
- 森林認証制度の普及推進
- 新たな技術等による木材製品の開発、合法伐採木材の流通推進

#### 《施策》 市町村が行う森林づくり等の推進

- ◎ 小中学校における森林環境教育・学習・活動の実施
- ◎ 地域住民の森林環境学習や幼少期の「木育」等による森林づくりへの意識醸成
- 住民参加の森林づくりや、ボランティア活動フィールドなどの森林整備、森林情報の適正管理
- 森林環境学習施設等の木造・木質化、木質バイオマス利用

#### 《施策》 県民参画の推進

- ◎ 企業や森林ボランティア団体等の森林づくりの推進
- ◎ 幼少期から高齢の方まで幅広い世代への森林づくり意識醸成、森林環境学習
- ◎ ふくしま植樹祭の開催、森林保全の重要性等に関するSNSを通じた情報発信等
- 森林づくり指導者の育成、森林づくりフィールドの整備、森林環境学習施設等に関する情報提供

#### 《施策》 ふくしまの森林文化の継承

- ◎ 森林や木材に関する文化の記録と研修会等での活用による技術継承保存と意識醸成
- 桐や漆、きのこなど森の恵みに関する県民への普及と地域産業の振興

#### 《施策》 森林環境基金の運営

- ◎ 福島県森林環境税を活用した事業への意見聴取や評価等
- 福島県森林環境税を活用した取組の広報

森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成

## 森林文化のくに・ふくしま県民憲章

平成 17 年 11 月 20 日制定

### (前文)

ふくしまには豊かな森林、そして清流、湖沼、海、澄んだ空があります。

私たちは、遠い祖先のころから、森林に育まれた多くのいのちの一員として生きてきました。そして、森林に感謝し、畏れ敬い、多彩な森林文化を育みながら、人や物を大切にす優しい心も深めてきました。

しかし、ときにこの感謝や畏れ敬う気持ちを忘れ、母なる森林やそこに棲む多くのいのちを傷つけることもしました。

今、私たちは、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるよう守り育て、その心を次世代に引き継ぐ責務があると考えます。

そのためには、私たち一人一人が、森林の恵みにより生活が支えられていることを理解し、森林づくりの大切さを考え、今できる身近なことから行動することが大切です。

私たち一人一人は、ここに、豊かな森林文化のくに・ふくしまを創ることを誓い、この憲章を制定します。

### (本文)

わたしたちは、

- 1 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2 森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3 森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4 森林を守り育て、未来につながります。